()厚財内 生労務閣 働 省省府 令 第

号

新 型コ 口 ナウイ ル ス感染 症 等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能 の強化及び安定の確

保を図るため \hat{O} 銀行法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (令和三年法律第四十六号) の施 行に伴 V) 並 びに 労働 金 庫

法 韶 和二十八年法律第二百二十七号) 第九 十四 [条第] 一項にお 1 て読み替えら れた同条第 項 E お 1 て準 甪

する銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第二十六条第二項の規定に基づき、 労働金庫法第九十四

項に おいて準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一 部を改正する命令を次のよ

うに定める。

令和三年 月 日

内閣 総理大臣 岸田 文雄

財務-大臣 鈴木 俊

厚生労働 大臣 後藤 茂之

労働 金 重法第-九 十四条第一 項に お いて準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命

令の 部を改正する命令

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(

平成十二年大蔵省令第八号)の一部を次のように改正する。平成十二年大蔵省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

			<u> </u>	1	₽₩	*.5		.),,	2		<u> </u>											
	第二区分	略]	自己資本の充実	場合を除き、次の	閣府令・財務省	じ。)の自己資本	二号に規定する	労働省令で定める金庫	銀行法第二十	略]												
一パーセント以上ニ	連結自己資本比率		の状況に係る区分	次の表のとおりとする。	閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、	の充実の状況に係る	二号に規定する子会社等をいう。以下こ	及びその子会社等	銀行法第二十六条第二項に規定する内													
己資本の充実に資す	次の各号に掲げる自		命令		る命令は、次条に定める	区分及び当該区分に応じ内	以下この条及び次条において同	(銀行法第十四条の二第	閣府令・財務省令・厚生		八 [略]	止	新規の取扱いの禁	る業務の縮小又は	第三項各号に掲げ	業務若しくは同条	びこれに付随する	でに掲げる業務及	から第二十三号ま	の二第一項第五号	又は法第五十八条	各号に掲げる業務
				1					2													
	第二区分	[同上]	自己資本の充実						[同上]	[同上]												
	[同上]		の状況に係る区分																			
	[同上]		命令								八 [同上]	止	新規の取扱いの禁	る業務の縮小又は	第三項各号に掲げ	業務若しくは同条	びこれに付随する	でに掲げる業務及	から第二十二号ま	の二第一項第五号	又は法第五十八条	各号に掲げる業務

[3・4 略]	[略]																				ノーオン一ラ流
		十[略]	止	新規の取扱いの禁	る業務の縮小又は	第三項各号に掲げ	業務若しくは同条	びこれに付随する	でに掲げる業務及	から第二十三号ま	の二第一項第五号	又は法第五十八条	各号に掲げる業務	しくは同条第七項	に付随する業務若	げる業務及びこれ	二十五号までに掲	二項第七号から第	九 法第五十八条第	[一~八 略]	浴 一名丼品に依ろ合う
[3・4 同上]	[旧二]																				
		十[同上]	止	新規の取扱いの	る業務の縮小又	第三項各号に掲	業務若しくは同	びこれに付随する	でに掲げる業務	から第二十二号ま	の二第一項第五号	又は法第五十八条	各号に掲げる業務	しくは同条第七	に付随する業務若	げる業務及びこ	二十四号までに	二項第七号から	九 法第五十八条第	[一~八 同上]	

及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和三年十一月二十二日) から施

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化

行する。